

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 7 月 23 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 10 件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500188号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500018号

## 第1 結論

平成元年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月から平成2年3月まで

昭和61年に国民年金の加入手続を行った際に、当時、年子の3人の子供をかかえている中、私の失業もあり、国民年金保険料を納付することが困難であったため、A市(現在は、B市)の国民年金窓口の方に相談したところ、保険料の免除制度を教えてもらい保険料の免除申請をした。

それから毎年夫婦でA市に行き、平成2年度まで国民年金保険料の免除申請をしていたはずなのに、請求期間が保険料の免除期間になっていないことに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者及び請求者の妻(以下、「請求者夫婦」という。)の年金記録は、請求期間の前後数年間において国民年金保険料が免除されており、いずれの期間においても請求者夫婦の免除申請日は同一日となっていることが確認できる。

また、請求者夫婦は請求期間以外に未納はなく、請求期間に係る免除申請を行えなかったとする特段の事情の変化もうかがえないことから、請求期間だけ免除申請を失念したとは考え難い。

さらに、当時、請求者世帯の生活状況等に大きな変化があった事情はうかがえず、請求期間においても国民年金保険料の免除基準に該当していたものと推定される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500189号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500019号

## 第1 結論

平成元年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月から平成2年3月まで

昭和61年に国民年金の加入手続を行った際に、当時、年子の3人の子供をかかえている中、夫の失業もあり、国民年金保険料を納付することが困難であったため、A市(現在は、B市)の国民年金窓口の方に相談したところ、保険料の免除制度を教えてもらい保険料の免除申請をした。

それから毎年夫婦でA市に行き、平成2年度まで国民年金保険料の免除申請をしていたはずなのに、請求期間が保険料の免除期間になっていないことに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者及び請求者の夫(以下、「請求者夫婦」という。)の年金記録は、請求期間の前後数年間において国民年金保険料が免除されており、いずれの期間においても請求者夫婦の免除申請日は同一日となっていることが確認できる。

また、請求者夫婦は請求期間以外に未納はなく、請求期間に係る免除申請を行えなかったとする特段の事情の変化もうかがえないことから、請求期間だけ免除申請を失念したとは考え難い。

さらに、当時、請求者世帯の生活状況等に大きな変化があった事情はうかがえず、請求期間においても国民年金保険料の免除基準に該当していたものと推定される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500135号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500020号

## 第1 結論

請求期間①のうち、平成18年7月及び同年8月の期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

その余の期間については、国民年金保険料を免除されていた期間又は学生納付特例期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年10月から平成18年8月まで  
② 平成19年7月から平成20年3月まで  
③ 平成21年4月から平成22年6月まで

A市役所又はB社会保険事務所(平成22年1月からはB年金事務所)で、請求期間①及び③は国民年金保険料の免除申請、請求期間②は学生納付特例の申請を行ったが、請求期間①から③までが未納となっているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び③は国民年金保険料の免除申請、請求期間②は学生納付特例の申請を行ったとしているところ、A市役所が作成した請求者の国民年金被保険者台帳により、請求者は、平成19年2月5日に国民年金保険料の免除申請を行い、平成18年7月及び同年8月が全額免除された記録となっていることが確認できる。

一方、上述の国民年金被保険者台帳には、請求期間①のうち平成15年10月から平成18年6月までの期間及び請求期間③に係る国民年金保険料の免除申請並びに請求期間②に係る学生納付特例の申請を行った記録は確認できない。

また、B年金事務所は、平成16年度から平成21年度までの期間に係る申請免除等の保存書類には、請求者に係る請求期間①及び③の免除並びに請求期間②に係る学生納付特例の申請書は見当たらないとしている。

ところで、国民年金法第90条第1項の規定によると、学生納付特例が承認される期間は、保険料の全額免除が適用されないこととされ、学生納付特例制度は、年度(4月から翌年3月の1年間)を単位として保険料の納付が猶予される。

請求者は、平成19年4月から平成21年3月までC市医師会附属D学院に在籍していたことが一般社団法人C市医師会会長発行の在籍証明書により確認できるところ、オンライン記録では、平成19年4月から同年6月までの期間が保険料全額免除の記録になっており、請求者が請求期間②に係る学生納付特例の申請を行った上、年度を単位として保険料の猶予をされていたとは考え難い。

さらに、請求者は、請求期間①から③までの期間に係るそれぞれの申請を行ったことを確認できる関連資料(申請書の控え、承認通知書等)は所持していないとしている。

ほかに、請求者が請求期間①（平成18年7月及び同年8月を除く。）及び③に係る免除申請並びに請求期間②に係る学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①のうち、平成18年7月及び同年8月の期間については、国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

また、請求期間①のうち平成15年10月から平成18年6月までの期間及び請求期間③については保険料を免除されていた期間、請求期間②については学生納付特例期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500192号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500032号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年3月19日の標準賞与額を3万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年3月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年3月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年3月19日

A社が経営しているB事業所に勤務していた時の同僚から賞与の記録が漏れていることを聞き、年金事務所において自身の厚生年金保険の記録を確認したところ、賞与の記録が漏れていることが分かったので、請求期間について、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された平成17年3月賞与に係る支給明細書により、請求者は平成17年3月19日にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、前述の支給明細書で確認できる賞与額から3万8,000円とすることが必要である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者に係る請求期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、請求者は、「当時の賞与支払方法は、現金であった。現在、支給明細書などは保管していない。」と陳述しており、A社においても、平成16年の賃金台帳、源泉徴収簿などの資料は保管していないと回答していることから、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は、請求期間①の賞与について、基本給の1か月分と同額を支給したと陳述しているが、A社が保管する平成16年以外の12月賞与に係る資料及びオンライン記録によれば、賞与支給額は必ずしも基本給の1か月分となっておらず、変動がみられる上、保険料控除額についても、標準賞与額に相当する厚生年金保険料額となっていないことがうかがえることから、請求者が請求期間①に係る賞与の支払を受けたことは推認できるものの、厚生年金特例法に基づく保険給付の計算の基礎となる標準賞与額を特定することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500179号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500033号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を54万1,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を66万4,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月17日

② 平成16年7月20日

③ 平成16年12月22日

④ 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成15年から平成17年までの給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成15年12月17日は54万1,000円、平成16年7月20日は66万4,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500176号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500034号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年7月20日の標準賞与額を14万7,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年及び平成17年の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成16年7月20日は14万7,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500279号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500035号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を47万6,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を31万4,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月17日

② 平成16年7月20日

③ 平成16年12月22日

④ 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成15年から平成17年までの給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成15年12月17日は47万6,000円、平成16年7月20日は31万4,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500245号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500036号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年7月20日の標準賞与額を19万3,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年及び平成17年の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成16年7月20日は19万3,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500208号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500037号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月22日の標準賞与額を1万6,000円、平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成16年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月22日

② 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年及び平成17年の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成16年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成16年12月22日は1万6,000円、平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500237号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500038号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月22日の標準賞与額を8万3,000円、平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成16年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月22日

② 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年及び平成17年の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成16年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成16年12月22日は8万3,000円、平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500133号

厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500016号

## 第1 結論

平成3年4月から平成5年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成5年2月まで

大学生であった請求期間に係る国民年金については、平成5年3月頃に母がA市役所で加入手続をし、その後保険料を全て納付したはずである。母は間違いなく全て納付したと話しており、母の当時の手帳に私の保険料を納付したことが記載されている。妹の学生時代の国民年金保険料は納付済みであるのに私については未納と記録されていることに納得できない。母の手帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成5年3月頃に請求者の母がA市役所で国民年金の加入手続をし、その後、請求期間に係る国民年金保険料は全て納付したはずである旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金記号番号は、前後の付番状況から平成7年4月頃に払い出されたと推認され、当該時点において、請求期間に係る国民年金保険料については時効により納付することができない。

また、請求者は、請求者の母の手帳に請求期間に係る国民年金保険料を納付した記載がある旨述べているが、記載された保険料額は、請求期間に係る平成3年度及び平成4年度の保険料額とは異なっている。

さらに、請求者に別の国民年金記号番号が払い出されていた形跡もない上、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)もなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500051号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500017号

## 第1 結論

昭和58年3月\*日から昭和59年11月16日までの請求期間については、国民年金の被保険者期間として訂正することを認めることはできない。

また、昭和58年3月から昭和59年10月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年3月\*日から昭和59年11月16日まで

昭和58年2月の結婚後、詳細な時期までは覚えていないが、国民年金保険料の納付書が自宅に送付された。そのことを母親に相談したところ、老後のために納付した方が良いと助言をされたので保険料を納付することにした。

A市役所又はB銀行C支店で国民年金保険料を納付していたはずなのに、請求期間が国民年金の未加入期間になっており、昭和58年3月から昭和59年10月までの期間が保険料を納付した期間になっていないことに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であり、請求者の戸籍謄本によると、請求者の婚姻日は昭和58年3月\*日であることが認められる。

よって請求期間は、制度上国民年金の任意加入対象期間となるどころ、オンライン記録によると請求者は、国民年金の強制加入被保険者資格を昭和58年3月\*日に喪失し、昭和59年11月17日に任意加入被保険者資格を取得していることから、請求期間は国民年金の任意未加入期間であり、昭和58年3月から昭和59年10月までの国民年金保険料は、制度上納付することはできない。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付開始時期に関する記憶が明確でなく、関係者からの有力な証言も得られない。

さらに、請求者が請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間において国民年金の被保険者資格を有していたものと認めることはできないとともに、昭和58年3月から昭和59年10月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500224号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500031号

## 第1 結論

請求期間について、請求者の株式会社A及び株式会社B(現在は、C株式会社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年3月21日から昭和63年6月1日まで  
: ② 昭和63年6月1日から平成元年6月21日まで

私は、請求期間①はDグループ内の株式会社Aに役員秘書として勤務し、請求期間②は同グループ内の株式会社Bに勤務していたが、標準報酬月額の記録には資格手当等が含まれておらず、納得できない。同グループ企業の管理部門であった株式会社E(現在は、F株式会社)が発行した源泉徴収票を提出するので、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①のうち昭和62年3月21日から昭和63年1月1日までの期間について、請求者が所持する昭和62年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、その主張する給与額を支給されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。前述の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから判断すると、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた額であると認められる。

請求期間①のうち昭和63年1月1日から同年6月1日までの期間及び請求期間②については、請求者は給与明細書や源泉徴収票等の資料を所持しておらず、請求期間①及び②当時の事業主からは回答を得られない上、F株式会社の事業主は請求期間①及び②当時の賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、請求期間①及び②について、両事業所が加入していたG厚生年金基金(請求期間当時の名称は、H厚生年金基金)から提出された厚生年金基金加入員資格取得届、同加入員給与月額変更届、並びに同加入員資格喪失届の写しにより確認できる給与月額、及びI健康保険組合から提出された厚生年金保険被保険者台帳の写しから確認できる標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。